

資料提供	
令和元年5月7日	
所属名(担当者)	鳥取県住宅供給公社事務局(寺坂)
電話	0857-27-7334

## 県営住宅の入居募集について(県東部)

県営住宅は、公営住宅法に基づき鳥取県が整備し管理する低所得者向けの賃貸住宅です。このたび、令和元年6月1日入居可能分の入居者について、下記のとおり募集します。

### 記

- 募集期間 令和元年5月7日(火)～13日(月)  
(土曜日、日曜日を除く。午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分)
- 受付窓口 鳥取県住宅供給公社事務局  
(鳥取市田園町4丁目207番地 タナカビル2階、電話0857-27-7334)
- 抽選日時 令和元年5月17日(金) 午前10時30分から (受付開始 午前10時00分から)
- 抽選会場 鳥取県東部庁舎 2階 第202会議室
- 入居可能日 令和元年6月1日(土)
- 募集住宅 9戸

団地名称	所在地	建設年度	構造	階数	部屋番号	間取り	入居時家賃(円)	摘要
北園第二団地	鳥取市北園 一丁目241	平成4年	木造 2階建	1,2階	0011棟 26号	3DK	21,900 ～ 43,000	二次募集 ※1
北園第二団地	鳥取市北園 一丁目241	平成4年	木造 2階建	1,2階	0015棟 34号	3DK	21,900 ～ 43,100	一次募集 ※1
緑町第二団地	鳥取市立川町 六丁目169	昭和54年 (H30住戸改善)	中層耐火 4階建	1階	54-4棟 4-102号	1DK	19,100 ～ 37,600	一次募集 (車いす用住宅) エレベータ付き
東浜団地	鳥取市浜坂 四丁目9-1	昭和55年 (H25住戸改善)	中層耐火 4階建	1階	55-1棟 6-101号	2LDK	21,900 ～ 43,100	一次募集 (車いす用住宅) エレベータ付き
ひばりが丘団地	鳥取市浜坂 四丁目5番3	昭和52年 (H22住戸改善)	中層耐火 4階建	3階	52-3棟 3-303号	3DK	25,300 ～ 49,600	一次募集 エレベータ付き
ひばりが丘団地	鳥取市浜坂 四丁目5番3	昭和52年 (H22住戸改善)	中層耐火 4階建	4階	52-3棟 3-401号	4DK	29,300 ～ 57,500	一次募集 (多子・多人数世帯) エレベータ付き
ひばりが丘団地	鳥取市浜坂 六丁目1-20	昭和53年 (H29エコ改善)	中層耐火 4階建	1階	53-5棟 89号	3DK	16,700 ～ 32,800	一次募集 (高齢者等世帯)
ひばりが丘団地	鳥取市浜坂 六丁目3-12	昭和54年 (H29住戸改善)	中層耐火 4階建	1階	54-6棟 6-104号	3DK	21,100 ～ 41,500	一次募集 (高齢者等世帯) エレベータ付き
ひばりが丘団地	鳥取市浜坂 六丁目1番7	昭和54年 (H23住戸改善)	中層耐火 4階建	2階	54-7棟 7-205号	4DK	29,900 ～ 58,700	一次募集 (多子・多人数世帯) エレベータ付き

(注1) 一次募集は、優先募集に係る募集で、子育て世帯、妊娠中世帯、母子・父子世帯、多子・多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯(所得が月額1万円以下)、ハンセン病療養所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力被害者、犯罪被害者等が対象となります。

単身者は、2DK以下の住戸に申し込むことができます。ただし、高齢者、障がい者、妊婦及び帰国被害者等の場合は、3DK以上の住戸へ申し込むことができます。

(注2) 二次募集は、一次募集の対象者以外の方も対象となります。単身者は、2DK以下の住戸に申し込むことができます。ただし、一次募集対象者及び留学生の場合は、3DK以上の住戸へ申し込むことができます。

(注3) 高齢者等世帯は、一次募集のうち、高齢者世帯及び身体障がい者世帯が対象となります。

(注4) 多子・多人数世帯は、18歳未満の者が3人以上の世帯又は、世帯員5人以上の世帯が対象となります。

(注5) 車いす用住宅は、入居者または同居親族が「車いす使用身体障がい者」である場合を対象とします。

なお、入居後に車いす使用身体障がい者が居住しなくなった場合は、住宅を明け渡していただくことになります。(引き続き県営住宅への入居を希望する場合は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第4条第1項第7号による特定入居が可能です。)

「車いす使用身体障がい者」とは、次に掲げる者のうち常に車いすの使用を必要とする者をいいます。

(1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障がい者で、その障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和45年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度。

(2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2の特別項症から第6項症程度まで又は同法別表第1号表の3の第1款症程度のもの。

(注6) ※1の団地は期限付入居の団地です。

入居期間が令和6年3月31日までとなっておりますので、令和6年3月31日までに住宅を明け渡して頂くことをご承知の上でご応募下さい。

(注7) 住戸改善とは、建物の骨組み以外の部分を総合的に改修することです。新築や建て替えた住宅ではありません。

(注8) エコ改善とは、外壁・屋上改修及び開口部断熱改修・設備改修することです。新築や、建て替えた住宅ではありません。

(注9) 入居募集中の住戸は新築ではありません。募集に際し、必要最低限の修繕を行っていますが、室内の床、壁、天井等の仕上げに経年劣化による部分的な傷みや汚れ、色あせが生じている場合があることをご承知の上でご応募下さい。

■ 詳しくは、鳥取県住宅供給公社事務局(電話0857-27-7334)までお問合せ下さい。